

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 令和2年度 事業計画

1. 運営委員会

年2回開催し、事業計画・予算・決算その他必要事項について審議決定する。

2. 事業

(1) 会員の退会給付に関する事業

規程により退会者に退会給付金を交付する。

(2) 会員の慶弔、傷病、災害、還暦、資格取得、勤続及び退会に対する給付に関する事業

規程により給付事項に該当する会員へ給付金を交付する。

(3) 健康管理援助事業

対象者：令和2年度で満35歳以上（協会けんぽ生活習慣病予防健診の対象者）の会員の方

対象者数：5,389名（日帰り人間ドック648名、生活習慣病予防健診4,741名）

※H31/2/28 現在

①日帰り人間ドック受診料補助事業

補助額：30,000円

対象者数：648名

		対象者数	募集人数	希望者数	決定者数
A	本会会員で55歳の方	148名	—	92名	92名
B	本会会員で45歳の方	223名	—	144名	144名
合 計		371名	—	236名	236名
C	互助会での補助経験がない方	1,608名 (52.7%)	211名	706名	217名
D	互助会での補助経験がある方	1,443名 (47.3%)	189名	868名	195名
合 計		3,051名 (100.0%)	400名	1,574名	412名
総 合 計		3,422名	—	1,810名	648名

②健康診断受診料補助事業

補助額：7,169円 ※例年、協会けんぽ生活習慣病予防健診の本人負担額の最高額を設定

対象者数：4,741名

③健康管理援助事業の見直し

(4) 医薬品斡旋事業

- ・医薬品等を会員へ年3回斡旋する。

(実施スケジュール)

第1回(6月ごろ): 株式会社アーテム

第2回(10月ごろ): 白石薬品株式会社

第3回(1月ごろ): 大日商事株式会社

3. 事業内容の周知

事業内容及び事務取扱等の周知徹底を図るため、全加入施設・団体にチラシ等を配布するとともに、ホームページにおいても周知する。

4. 未加入施設への加入促進

未加入法人・施設に対して、本業務が優秀な人材の確保・定着の促進につながるツールとなることへの理解を得るため、県社協事業(福祉人材センター・経営指導事業)と連携した加入促進活動を展開する。

5. ソウェルクラブ島根の運営

(1) 会員交流事業の実施

島根県内の会員及びその家族のための旅行やイベント等の会員交流事業を実施する。

(2) 全国会議等への参加

(3) 加入勧奨

加入する社会福祉法人の増加を図るため、未加入法人への訪問による事業説明等を、福祉厚生センターとのタイアップにより実施する。

【参考】

	H31年2月末現在			令和2年2月末現在		
	会員数	加入法人数	法人加入率	会員数	加入法人数	法人加入率
島根県	666人	16法人	6.0%	671人	16法人 (島根県法人266法人)	6.0%

6. 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会(全福共)への加入

引き続き、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会(全福共)へ加入し、会議等へ出席するほか、団体運営にあたって必要な指導を受ける。

7. 資産運用の外部委託

本会における掛金の集金及び資産の自己運用が金融商品取引法の規制対象となることから、平成25年度から信託契約を行っている三菱UFJ信託銀行へ引き続き外部委託を行うことにより、健全で安定した資産管理を図る。